

保育施設等の異動申込に関する確認票

R 6. 10. 17

オンライン申請の場合は事前に必ず以下の項目を確認し、申請を開始してください。申請を行った時点で確認したこととします。また、利用申込書を窓口へ提出する場合(2次申込み等)は、チェックをつけ申込み書類に添付してください。

確認事項		チェック
申込・利用調整に関すること		
1	「名護市保育施設等利用案内書(在園児用)」の内容を確認し、了承したものとします。	☐
2	異動希望月に保護者や世帯の状況が変更になる場合は、異動希望月の状況で申し込みをしてください。 (例:4月異動希望で、4月には妊娠のため仕事を辞めている予定→「妊娠・出産」の事由で申込が必要です。)	☐
3	申込みの有効期限は、異動希望月が属する年度中ですので、利用調整の結果、異動保留となった場合は、自動的に次の月の選考対象になります。 また、年度中に異動ができず、次年度も保育施設等の異動を希望するときは、再度申込みが必要です。	☐
4	異動申込をしている児童が、別の保育施設等に内定となった場合、現在利用している保育施設等には別の児童が内定しています。そのため、内定後に現在利用している保育施設等に残ることはできません。 年度中は、異動申込が有効になりますので、異動の意思がなくなった場合は、必ず申込の取り下げ手続を行ってください。	☐
5	提出した書類は返却できません。また、コピーの要求にも応じることはできませんので、提出書類のコピーが必要な場合は、提出前にコピーしてください。	☐
6	利用調整(選考)はポイント制で、新規申込者と合わせて保育の必要性が高い順に内定します。また、ポイントが高くても、希望する保育施設等の空き状況等により、内定にならない場合があります。	☐
7	提出された書類の内容を確認するため、勤務先など関係する機関に名護市から連絡をすることがあります。提出書類の内容に虚偽がある場合、申込みは無効となります。	☐
8	申込後の希望園の変更や、状況の変更によるポイントの修正は、変更の手続があった日に応じて、次の時期から反映されます。電話での変更はできません。 【4月選考の場合】 ① 1次選考の受付期間中 → 1次選考に反映 ② 2次選考の受付期間中 → 2次選考に反映 ③ 2次選考の受付期間後 → 原則、5月の利用調整から反映 【5月以降の選考の場合】 利用希望受付期間中までに届出があった場合は利用希望月の利用調整に反映されます。	☐
9	過去に保育施設等を利用していた兄弟姉妹の保育料に滞納がある場合は、ポイントが減点となりますので、速やかに納付してください。	☐
10	園の特色、土曜保育・延長保育の有無、実費徴収額等は園により異なるため、確認したうえで申込みをしてください。	☐
内定・保留通知に関すること		
11	内定通知・保留通知は次の時期に登録されている住所に郵送する予定です。 【4月1次選考】→2月上旬、【4月2次選考】→3月上旬、【5月以降の選考】→前月20日前後 ※ 異動保留となった場合に送付される保留通知は、選考対象の最初の月のみ送付されます。翌月以降の利用調整の結果は、内定になったときのみ内定通知が届きます。	☐
12	内定者は、内定通知書に記載された指定日までに内定先の保育施設等と面接を受ける必要があります。面接の際には、内定通知書とかかりつけ医等が作成した健康診断書を持参してください。健康診断書の様式は、内定通知書に同封されています。	☐
13	異動内定の取下げをすることはできません。	☐